

令和7年度 第1回幸田町都市計画審議会 会議録

開催日時 令和8年1月28日(水) 午後2時から午後4時まで
開催場所 幸田町役場 第3第4委員会室
出席委員 松本幸正、佐藤正裕、加藤武嗣(代理:渡辺大祐交通規制係長)、
田境毅、榊原昭博、神取勇、小浜武史、都築義之、山本晃子、近藤隆
幸田町 大竹副町長
事務局出席者 建設部 鳥居部長
都市整備課 杉田建設部次長兼課長、河合課長補佐、判治主査、
内田主査
企画部 企業立地課 鴨下企業立地監兼課長、小野主任主査、近藤主査
健康福祉部 福祉課 横田課長、森田主査
環境経済部 産業振興課 近藤主幹、早川主事
上下水道部 下水道課 山崎上下水道部次長兼課長、丸山課長補佐

(開会時間 午後2時00分)

1 審議会成立条件の報告(杉田建設部次長兼都市整備課長)

10名の都市計画審議会委員の出席があり、幸田町都市計画審議会条例第7条第2項の規定を満たしており、本日の審議会成立の報告

2 挨拶(大竹副町長)

3 委員紹介

委員及び事務局の自己紹介

4 議事

(1) 会長の選任及び職務代理者の指名

会長 松本幸正委員 職務代理者 神取勇委員

(会長挨拶)

(2) 議案

議案第1号 幸田町都市計画マスタープランの一部改定について(説明者:河合課長補佐)

議案第1号「幸田町都市計画マスタープランの一部改定について」説明します。

資料につきましては、議案資料の1ページから10ページまでと、別冊としてお配りしています、幸田町都市計画マスタープランになります。

幸田町都市計画マスタープランは、上位計画である幸田町総合計画に即し、人口5万人を目指し、令和12年度を目標年次として、町のまちづくりの姿を展望し、将来都市像を示すとともに、町全体の土地利用の方針等を定める計画です。

はじめに、議案資料の3ページを御覧ください。

今回の改定内容としましては、土地利用の方針として、長嶺北部地区を「社会福祉医療拠点」として位置づけるものです。

幸田町は今後、人口が横ばいから緩やかな減少へ転じることが見込まれ、少子高齢化の進行も避けられない状況にあり、超高齢社会を迎えるに当たり様々な課題への対応が求められています。

特に、介護や支援が必要となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が重要となっています。

また、障がい福祉施策へのニーズも多様化しており、障がいのある方の高齢化に伴う「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができる「地域共生社会の実現」を目指し、様々な支援体制の構築が求められています。

このような状況を踏まえ、福祉部局では、令和6年3月に、「第9期幸田町高齢者福祉計画および介護保険事業計画」と「第5次障がい者計画」を策定し、高齢者福祉施策、介護保険事業及び障害児者施策の主要事業の1つとして、長嶺北部地区における、「介護老人保健施設」と「障害者支援施設」の誘致を位置づけています。

これらの施設誘致につきましては、今年度改定予定の第7次総合計画にも位置づける予定となっており、本町にとって重要な施策となっています。

加えて、本町は令和6年に「SDGs未定都市」に選定され、「誰一人取り残さない」持続可能で、多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

こうした理念を、都市計画マスタープランにも反映させるには、福祉・医療機能の充実を図る視点を取り入れることが重要と考えました。

このため、都市計画マスタープランに、長嶺北部地区を、「社会福祉医療拠点」として位置づけ、関連施設の誘致を推進する方針を反映させるべく、今回の改定を行うものです。

次に、位置の妥当性についてですが、本町は岡崎市と同じ医療・福祉圏域である「西三河南部東圏域」に属しており、愛知県の施設整備計画においても、この圏域を単位として整備が進められることとなっています。

また、本町は、藤田医科大学岡崎医療センターと連携協定を締結しており、長嶺北部地区周辺は、同じ圏域で福祉・医療機能の連携が図りやすい位置にあります。

さらに、「第5次障がい者計画」において、岡崎市にある障害者支援施設「愛厚藤川の里」の移転計画が予定されており、長嶺北部地区周辺は、岡崎市及び幸田町双方から利用しやすい場所となっています。

こうした理由から、広域的な視点で見ても、町北部である長嶺北部地区周辺への配置が適切であると考えています。

続きまして、議案資料の4ページから10ページを御覧ください。

こちらは、今回の社会福祉医療拠点の位置づけを踏まえ、現行の都市計画マスタープランからの改定案及びその理由、あわせて時点修正や字句の整理等を行った改定内容の一覧となっています。

また、別冊資料の都市計画マスタープランにおいて、赤字で示している箇所が、今回

改定を行った部分となります。

なお、今回の改定案につきまして、10月10日から11月11日までの期間でパブリックコメントを実施いたしました。特に意見はございませんでしたので、御報告いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(質疑応答等)

- Q. 来年度総合計画が改定される関係で現在、総合計画審議会で審議をされていると思いますが、今回この都市計画審議会で、都市計画マスタープランの人口フレームを新しい総合計画を考慮し変更する考えはありますか。【都築委員】
- A. 今回の都市計画マスタープランの改定につきましては、長嶺福祉の整備を目的とした一部改定ですので、総合計画を考慮した変更につきましては、次回の総見直しの時に変更をかけていく予定です。【杉田建設部次長兼都市整備課長】
- Q. この場所が岡崎からもアクセスが良く利用しやすいということで、町の中心ではなく、町の北部で広域的に連携しながら福祉事業を推進していくことは理解できました。ここの道路や上下水道などのインフラの整備状況はどのようになっていますか。また、ハザードの状況はいかかでしょうか。【松本会長】
- A. ここへのアクセスにつきましては248号線と美合幸田線が最寄りの大きな幹線道路で、それに対して町道が90度で交わるというような格好になっており、その町道でアクセスをしていく形になります。また、上水につきましては、幸田町が造成工事を行う時に整備をしていき、下水道については、浄化槽で対応していくこととなります。
- また、ハザードの関係につきましては、急傾斜などの区域にも入っていないので、特に問題ないと考えております。【杉田建設部次長兼都市整備課長】
- Q. この社会福祉医療拠点は、社会福祉、高齢者福祉の施設が該当すると思いますが、最近、碧南市でも市民病院の経営状況が厳しく、市全体の財政状況にも影響していると聞いています。幸田町の将来の収支バランスに影響が出てくるのでしょうか。将来的に必要なものだとは思いますが、費用の問題が一番の課題になってくるのではないかと思います。【神取委員】
- A. 造成は幸田町が行う予定で、施設の建築及び運営につきましては、各法人が行う予定です。障害者支援施設の愛厚藤川の里につきましては、愛知県厚生事業団が、岡崎市から幸田町に移設を予定しています。こちらの運営につきましては、特に大きな問題もなく運営されていますし、移転する計画を今、事業所がやっており、その資金繰りについても大丈夫ではないかと感じています。介護老人保健施設の方につきましては、これから方針を決定していくところですので、運営状況についても十分安心できることを慎重に判断していきたいと考えています。
- 【横田福祉課長】
- A. 社会福祉施設ですので、ここで収益を上げていく構造ではなく、国の補助を含めながら、税金を投じ、社会福祉を進めていく形になると思います。【松本会長】
- Q. 情勢等を鑑み、将来的にこのような施設が必要になってきたため、アクセス性

等も考慮し、この位置が一番妥当ということで決定したということによろしいでしょうか。【小浜委員】

A. そのとおりです。【杉田建設部次長兼都市整備課長】

A. この社会福祉医療拠点というのは、どの自治体でも位置づけがあるものではなく、町の福祉施策と紐づいた形で拠点を設定するもので、福祉関連計画を基に、ここに集約しながら今後の福祉政策を進めていくというもので、まさに時代背景を先んじ、ある意味では、私が想像するに幸田町が福祉に力を入れていく姿勢がここに表れているのではないかと思います。【松本会長】

-----採決-----

(議長)

計画案どおり賛同いただける方は挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

(議長)

ありがとうございます。それでは、審議会の意見としては原案どおりで、「異議なし」とします。

議案第2号 西三河都市計画下水道の変更について（町決定）

(説明者：山崎上下水道部次長兼下水道課長)

議案第2号西三河都市計画下水道の変更について説明します。資料につきましては、13ページ、第2号議案関係の資料を御覧ください。

議案として上げさせていただいた下水道の変更につきましては、公共下水道の排水区域を変更するもので、その理由につきましては、昨年、令和7年の3月に市街化区域に編入された荻谷地区、面積として約16ヘクタールについて、公共下水道の区域に追加するものです。

追加する配水区域については、資料14ページの全体図及び資料15ページの拡大図に赤枠で示している箇所になり、昨年、市街化編入された荻谷地区と同じ地域になります。

この荻谷地区を都市計画の公共下水道の区域に加え、新しい市街地における快適な居住環境の形成と河川などの水質の保全を図るため、今後、区画整理のスケジュールと調整しながら下水道の整備を進めていく予定です。

この都市計画下水道の変更案については、12月8日から12月22日までの間、縦覧を行いました。変更案に対する意見等の提出はございませんでした。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

(質疑応答等)

Q. 最近雨の降り方がだいぶ変わってきており、内水氾濫等もあつたりしますが、雨水排水への対応について何か考慮されているものはありますか。【松本会長】

A. 区画整理に関しましては、この区域内の一番低いところに基準にあった調整池

を作り、雨水をこの調整池に集め時間調整をした上で排水をしていきます。

【杉田建設部次長兼都市整備課長】

- Q. 現状は、基準通りに作っても、それでも溢れるということもあり、色々な形で貯留能力を上げる検討も必要かと思えます。緑化やグリーンインフラの整備等できるだけ貯留量を貯めるような方向性で進めてもらおうと良いかなと思えます。

【松本会長】

- A. 区画整理区域内の一部に商業施設を呼ぶ予定であり、大きな駐車場ができる予定です。あくまでお願いになりますが、そういったところに何らかの貯留施設の設置等を民間にお願いしていく、また、補助制度としてすでにありますが、宅地を作る方への浸透枮設置の補助制度のPRをしていく、この辺が区画整理の区域内でできることと思えます。

その他、大きな目線になりますが、広田川の改修と菱池遊水地事業によって、下流へ流れやすくなるという効果もあります。以上の事を、この区画整理としては、雨水対策と考えております。【杉田建設部次長兼都市整備課長】

- A. 新たな区画整理や土地開発によって、そういった水の問題が起きるのは決して良いことではありません。あるいは、下流側の方々に迷惑をかけるようなことがあってもいけないので、民間の方々に御協力いただくなど、ぜひそういった方向も見据えながら進めていっていただきたいと思えます。【松本会長】

- Q. 幸田町の最近の浸水被害を見ると、市街化区域の中でほとんど起きています。市街化区域だけでなく、幸田町全体の排水計画について、将来的に検討していただきたいと思っています。【都築委員】

- A. 大変大きな問題ですが、建設部としては、調整池の浚渫や側溝、集水枮の点検など地道な努力を続けていくしかないと思っております。また、先ほど申し上げたとおり、愛知県の方で広田川の改修や菱池遊水地の整備を進めていただいております、これが令和8年度に目途が立つ予定です。幸田町としては、さらに広田川の上流について改修を要望していくことを考えています。

【杉田建設部次長兼都市整備課長】

- Q. 調整池は時間何ミリで設計されていますか。また、年確率でいうとどのくらいですか。【松本会長】

- A. 日単位になってしまいますが、約220mm/日、年確率は30年です。令和5年の大雨は24時間で300mmを超えていました。令和4年の大雨は、24時間では約180mmも、3時間で100mmを超えて集中して降ったことが災害の要因と考えています。【杉田建設部次長兼都市整備課長】

- Q. 全てを満たそうと思うと上限がなく、また基準以上のものを設けるとなると、現実的には予算の関係もあり難しいと思えます。それは仕方がないことだと思います。最近の雨の降り方は異常です。これは個人的な見解ですが、全てを行政では守れないので、調整池がどのくらいのレベルまで耐えられる設計になっているかをお住まいの方々に御認識いただき、事前に御自身で災害時のことを考えてもらわないとなかなか現実的な災害対応になっていかないと思えます。

【松本会長】

A. 荻谷地区の区画整理だけに絞って言いますと、農地をなくし新たに住民を呼ぶということになりますので、住民に対し雨水を初めとする災害のリスクに関しては、なるべく周知するよう頂いた意見を参考にしたいと思います。

【杉田建設部次長兼都市整備課長】

Q. 今あるインフラが100%稼働できるようにしておく管理が絶対必要で、町としては、これから区画整理を新たにやることに対してどのように担保していくかを考える必要があると思います。今回は荻谷の話ですが、これから先も今あるものを含めて管理していく必要があります、行政区への依頼や町が主体的に実施することもあるかと思いますが、その辺りの維持管理の計画を今一度考えていく必要があるのではないかと思います。【田境委員】

A. 調整池や調整池に繋がる側溝、集水桝の浚渫等の維持管理が一番重要であると思っています。予算の関係もありますので、一番状況の悪いところから少しずつでもやっていきたいと考えています。【杉田建設部次長兼都市整備課長】

A. 今回の荻谷の区画整理区域内は、調整池に水が集まり、そこから既存の前田川排水路の方へ流れ、菱池から広田川へ流れますが、その間は市街地の水ですので、一般の河川とは違いそれほど土砂はたまりにくく、断面は常に確保できている認識であります。しかし、たまに木が入り込んでいるところもありますので、定期的にチェック・清掃し、適切な維持管理をしていきたいと思っています。

【山崎上下水道部次長兼下水道課長】

A. 市街地などが道路冠水した時は、グレーチングに落ち葉やごみなどが詰り排水できないことが意外と多くあります。管理者としてもなかなか細かいところまでは見れないこともありますので、もし見つけたら地域の方々で取っていただくと大きな被害にならなくて済むこともあると思います。

また、広田川と遊水地については愛知県が整備していますが、遊水地は来年度完成を目指しております。広田川の改修については、引き続き上流の方へ広げていく予定はしております。【佐藤委員】

A. 内水氾濫等を防ぐにあたっては、当然、行政の方も色々やっていただくのですが、地域の方々にも色々やれることがありますので、ぜひ住民の方と一緒に考えてもらおうと良いと思います。【松本会長】

Q. 幸田町の場合は、下水道課の老朽化問題はどうか。【松本会長】

A. 下水道管につきましては、幸田町が一番古いもので平成2年に供用開始しています。そこから35年ぐらい経過しますが、耐用年数は50年とされており、現時点では、耐用年数を越えた管路は幸田町内にはありません。しかし、所々、劣化や損傷しているところがあるかもしれないため、影響が大きい主要な幹線管路については、10年に1回はテレビカメラ調査を行いチェックしています。

【山崎上下水道部次長兼下水道課長】

-----採決-----

(議長)

計画案どおり賛同いただける方は挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

(議長)

ありがとうございます。それでは、審議会の意見としては原案どおりで、「異議なし」とします。

(議長)

今後の流れにつきまして、事務局より説明をお願いします。

(説明者：河合課長補佐)

本日の都市計画審議会を終えた後、都市計画マスタープランについては、最終確認作業を行い、3月末までに計画書をホームページに公開する予定です。

下水道の変更については、愛知県知事との協議を経て、令和8年2月下旬に都市計画決定の告示を行う予定としております。

以上で、説明を終わります。

(3) 報告事項

・幸田町市街化調整区域内地区計画ガイドラインについて

(説明者：河合課長補佐)

幸田町市街化調整区域内地区計画ガイドラインについて説明します。

資料につきましては、右上に報告事項 資料1と記載されたものになります。先ほど議案第1号で御説明したとおり、介護老人保健施設や障害者支援施設の誘致は、幸田町の重要な福祉施策として推進する必要があると考えています。そのため、造成工事は町が実施し、施設整備を事業者が行うというスキームを想定しています。

この整備手法について、愛知県と協議を行った結果、造成工事を町が行うためには、当該区域に地区計画を定めることが必要であるとの整理になりました。

本町ではこれまで、市街化調整区域内で地区計画を定める際には、愛知県が定める市街化調整区域内地区計画ガイドラインに基づき運用してまいりました。

しかし、愛知県のガイドラインには、住居系、工業系、地域振興系の基準はあるものの、今回のような社会福祉系の施設に対応する基準が設けられていません。このため、愛知県と協議を重ねた結果、社会福祉医療施設の誘致に向け地区計画を定めるには、幸田町独自のガイドラインを整備する必要があるとの結論に至り、今回のガイドラインを作成したものです。

資料中、赤字で示している箇所が、愛知県のガイドラインから変更している部分となります。

主な変更点について説明させていただきます。

資料の8ページの【指針】(5)のウを御覧ください。

愛知県のガイドラインでは、地域振興系地区計画の基準のみが定められていますが、本町では、これを地域活力向上系と位置づけ、地域活力の向上に資する

施設として、地域振興施設に加え、社会福祉医療施設を新たに定めています。

なお、社会福祉医療施設の定義につきましては、資料 9 ページの⑦に記載されている内容となっており、介護保険法第 8 条第 2 5 項に該当する施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項に該当する施設とし、また、「社会福祉医療施設」に付属するものとして、介護保険法第 8 条第 1 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 項に該当する事業所、病院、事務所及びその他の従業員若しくは施設利用者が利用する売店又は宿泊施設、寄宿舎等も含めることができるものとしてしています。

続きまして、資料 1 4 ページの（イ）を御覧ください。

社会福祉医医療型の具体的な対象地区の要件として、都市計画マスタープランにおいて、社会福祉医療拠点と位置づけられた区域であることを前提としています。

続きまして、資料の 1 6 ページの（F）を御覧ください。

社会福祉医療施設における具体的な建築物の制限等について、（F）に示すとおり、建蔽率の最高限度 6 0 % 以下、容積率の最高限度 1 5 0 % 以下、敷地面積の最低限度 5 0 0 m² 以上、高さ制限 1 5 m 以下としています。

また、社会福祉医療施設に関する変更のほか、公共施設跡地系に関する事項についても、今回併せて変更をしています。

公共施設跡地系とは、市街化調整区域内にある学校や公民館などの公共施設が廃止された際、その跡地を活用するための基準を定めたものですが、具体的な廃止を予定している施設があるために変更するものではありません。

この変更については、社会福祉医療施設に関する愛知県との協議の中で、他市の運用事例についても情報交換を行っており、今回のメインである社会福祉医療施設に関する見直しに合わせ、この基準についても整理を進めることとしたものであります。

資料 1 0 ページの【指針】の要件 2 を御覧ください。

区域の規模につきましては、愛知県のガイドラインでは、原則として 1 h a 以上とされておりますが、本町には 1 h a の規模の公共施設がほとんどないことから、現状を踏まえ、2,000 m² に変更しています。

以上が主な変更点になります。

なお、本ガイドライン案につきましても、都市計画マスタープランと同様に、1 0 月 1 0 日から 1 1 月 1 1 日までの期間でパブリックコメントを実施いたしましたが、特に意見はございませんでしたので御報告いたします。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

（質疑応答等）

Q. 公共施設跡地系の区域の規模を 2,000 m² とした理由を教えてください。

【佐藤委員】

A. 他市で 2,000 m² を採用されている事例がありましたので、そこを参考にさせ

ていただきました。また、幸田町の規模ですと、1 h a 以上の施設の数はすごく少ないですが、2,000 m²以上だと1 h a と比べ3倍から4倍ほど該当する施設数が増えます。もし、今後何かあった時に1 h a 以上だと郊外で集落から離れてしまい、地域住民のためという目的から離れてしまいますので、集落に近接し現実的に活用が見込まれる規模であろう 2,000 m²を採用いたしました。【判治主査】

- A. ガイドラインですので、町の実情に合わせて変更が必要であればまた考えていただきたいと思います。【松本会長】
- Q. 新たに町としてのガイドラインを策定して運用していくこととなりますが、都市計画審議会で承認は必要ないのでしょうか。【松本会長】
- A. 愛知県にも確認をいたしまして、報告の中で諮ればよいということでした。【杉田建設部次長兼都市整備課長】
- A. 分かりました。今後は、市街化調整区域の地区計画については、幸田町独自のガイドラインに沿って、条件が整ったところを限定的に地区計画による開発を認めていくこととなります。【松本会長】

・長嶺東山地区工業団地について（説明者：鴨下企業立地監兼企業立地課長）

長嶺東山地区工業団地について説明します。資料につきましては、右上に報告事項資料2と記載されたA3のものになります。

地図の右上に赤丸で囲っている、長嶺東山地区工業団地約12 h a が該当場所になります。

こちらは、現在、過去にパイロット事業で筆柿団地として造成された農地ですが、担い手不足や農業で生計が立てれないような状況があり、平成29年に地元区やパイロット事業代表者から土地利用の転換を図ってほしいとの要望が町に出され現在に至っている状況です。

このエリアは、東側にフタバ産業があり、県道美合幸田線沿いで、北側は岡崎市になります。

資料の左上の方に現在までの業務の実施状況を記載しています。幸田町が実施している業務としては、令和5年度に企業庁に開発を要請するための概略設計、令和6年度に道路の予備設計等を実施し、令和6年12月21日までに地権者全員の金抜き同意を取得しました。令和7年度については、道路の詳細設計を実施しています。

企業庁の状況としましては、地権者全員の開発の合意が得られたため、企業庁で審査会が開かれ、令和7年2月に開発検討地区として公表されました。令和7年度については、工業団地の予備設計が進められており、併せて不動産鑑定や物件調査の業務が実施されています。

不動産鑑定や物件補償の結果が間もなく企業庁から示される予定ですので、その結果を基に幸田町の方で地権者全員から金入同意をいただき、開発決定に向け企業庁とともに準備を進めていきます。

また、周辺の道路の整備等についても、関係機関と協議を進めております。現在、フタバ産業に曲がっていく東山の信号交差点が、朝の一定時間渋滞することは承

知しております。工業団地が出来ることによる影響を踏まえ、なるべく道路を利用される方に御迷惑がかからないよう開発を進めていきたいと考えています。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

(質疑応答等)

Q. この辺りに国営で造成した南部幹線水路が入っていると思います。この水路の改修工事を令和9年度に行う予定であるので造成と重なるかもしれません。矢作川総合第二期農地防災事業所南部支所と詳細な協議をよろしく申し上げます。

【都築委員】

A. 国営の管路が入っていることは承知しておりますが、今回の開発区域内にはその管路は入っていないと伺っています。しかし、土地改良区の施設も多数入っていますので、土地改良区の事務局とは密に情報交換をしています。今後より一層情報交換をさせていただき、お互いに支障がないよう進めていきたいと思えます。【近藤主査】

Q. 先程も通勤時の交通渋滞が問題とありましたが、調地区で工業地の拡大をしていくと周辺の交通問題等が心配です。場合によっては交差点改良等が必要になってくると思いますが、その辺りはいかかでしょうか。【松本会長】

A. 県道美合幸田線の交通量調査を過去に実施し、その結果を基に西三河建設事務所や岡崎警察署とも既に協議をしています。県道幸田美合線の東側に工業団地を予定しており、右折で入ってくる車が渋滞してしまう可能性があるため協議したところ、直近の北側に信号が既にあるため、新たに信号を設置する必要はないが、基準の中で右折帯の設置が必要となってくるとのことであり、工業団地に入る片方の交差点には右折帯を設置するような形で計画の方を進めているところです。【近藤主査】

Q. 西側に集落があるようですが、環境保全はいかがでしょうか。また、子ども達が通学路として使用しているのでしょうか。【松本会長】

A. 小中学校への通学路にはなっていないと聞いています。

今後、地区計画を定めていくにあたり、高さ制限等を検討していかなければならないですが、高さ制限を考える上でも、かなり高くても集落の方に日影ができないと確認していますので、集落への影響は少ないと考えています。【近藤主査】

Q. 周りは山林のように見えますが、その辺の環境保全はいかがでしょうか。

【松本会長】

A. 山林がある中で今回のような開発を進めていく上では、大規模開発の中で必要な5mの緩衝樹林帯や都市計画法上必要な緩衝帯をしっかりと設け、周辺の環境にあまり影響が無いような形で開発を進めていきたいと思っています。

【近藤主査】

Q. 緑地率は何%必要ですか。【松本会長】

A. 今回10ha以上15ha未満の開発になりますので、緑地率としては25%の緑地率が必要になります。【近藤主査】

Q. 過去の提言から言うと、この辺りはマンガンが流出する可能性があります。前

回原因ははっきり分かりませんが、かなりマンガンが悪さをして、地元の用水管を詰まらしているという状況が発生しています。しっかりと管理をしていただきたいと思います。【都築委員】

A. 土地改良区と話をした際にもそのような話を伺っています。幸田町が概略設計した際にもボーリング調査をし、今回、企業庁の方も予備設計でボーリング調査をしています。そのような重金属が見つかったという結果は幸田町も企業庁もありませんでした。しかし過去にそのような事があったということは十分承知していますので、造成工事を行う上で水質調査等をし、影響が無いよう努めていきたいと思います。【近藤主査】

Q. フタバ産業のすぐ横は凄く標高が高く、美合幸田線のところはかなり低いので高低差がかなりあるのですが、ここの開発自体は、何段かに分かれて段を作るように全体の開発をするのか、それとも切土盛土で一面平たくなるのか、その辺りの計画はどういうイメージでしょうか。

先程接道の話が出ましたが、接道の位置に関係すると思います。渋滞しないようにしてほしいという観点からいくとあまり道路に影響のない所が良いと思いますが、その辺りの考え方があったら教えてください。【田境委員】

A. 今回の造成計画としては、費用面も考慮し、切り盛りで土が出ないような形で計画を検討しています。

計画を検討していく中で地形的な面からも1面で大きくというよりは、二区画に分かれた宅地計画をし、真ん中と一番南側のところに道路が接続する計画をしています。

今回、新たな交差点を設置することになっており、交差点の設置場所について、緩勾配区間がとれるような場所が必要になります。交差点場所が2か所のうち、1か所は緩勾配区間がとれる場所があったのですが、もう1か所はなく、その部分については、県道を少し改良させていただき緩勾配区間を確保し進めて行くような予定をしています。【近藤主査】

Q. 工場立地は絶対必要だと思っています。幸田町内の中小企業も入れるような工業団地の造成をぜひやっていただけると中小企業としては嬉しいと思います。

【神取委員】

A. 企業立地課としても新たな企業の誘致は大切ですが、それ以上に町内の企業留置も大切です。大企業も中小企業も対応できるような用地整備を目指したいと思います。【近藤主査】

・道の駅「筆柿の里・幸田」について（説明者：早川主事）

道の駅筆柿の里・幸田について説明します。

道の駅につきましては、現在リニューアルを検討しているところですが、まだスケジュール等は未定ですので、今回は現在の取組について御紹介させていただきます。資料につきましては、報告事項の資料3になります。

本町の道の駅筆柿の里・幸田につきましては、平成21年開業をした道の駅で、約17年が経過しています。当駅につきましては、愛知県の産業道路である国道2

3号に面している直轄一体型の道の駅で、国道23号の利用者が多く利用しており、経路地としての性格が非常に強い道の駅となっています。

駐車台数につきましては、小型車約40台、大型車約40台ですが、昨年3月に国道23号が全線開通したこともあり、駐車できずに通過する小型車や路肩に駐車する大型車が発生するなど、駐車場不足の問題が顕著に出始めています。

利用者の大半につきましては、大型車の利用がとて多く、それに伴い客単価も駅全体で800円台と非常に低くなっており、売り上げの低下にも直結している状況です。また一方、売る側に目を向けると、生産者の減少も激しく出ており、産直の面も課題となっている状況です。

そのような中、国土交通省が道の駅第3ステージという目標を掲げており、全国の道の駅が地域観光を加速させる拠点へと変革を遂げようとしています。

当駅につきましても、駐車場の拡大と地域振興・観光の拠点施設としての性格を強くさせること、また道の駅ににぎわいを持たせ、町にしっかり還元をしていく、そういった道の駅へのリニューアルが必要であり、国から公募のありました道の駅第3ステージ応援パッケージに申し込みをしたところ採択されました。

この採択により、国が3年間、当駅の伴走支援、また重点的な国の予算配分がされる予定であり、今年度につきましては、本町の抱える町の課題の整理、道の駅を活用した課題解決への方策検討、地域資源の再定義、ビジョンの策定、コンセプトの立案など、国の支援を受けて、現在取り組んでいる状況です。来年度につきましては、今年度の業務結果を受け、基本構想・基本計画策定に向けた諸条件を集約していく予定です。

また、用地の関連につきましては、国土交通省が道の駅の駐車場とトイレ、情報設備を管理していますので、同じく国の業務において、名古屋国道事務所と再整備に向け協議を行っている状況です。

今後のリニューアルの具体的なスケジュールはまだ完成していませんが、今後の道の駅はコンセプトをしっかりと作り、それを体現し戦略的に町の課題を解決する、まちぐるみの取組ができる道の駅を目指していきたいと思っています。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

-----答申書配布-----

松本会長から大竹副町長へ答申

閉会挨拶（大竹副町長）

（閉会時間 午後4時00分）